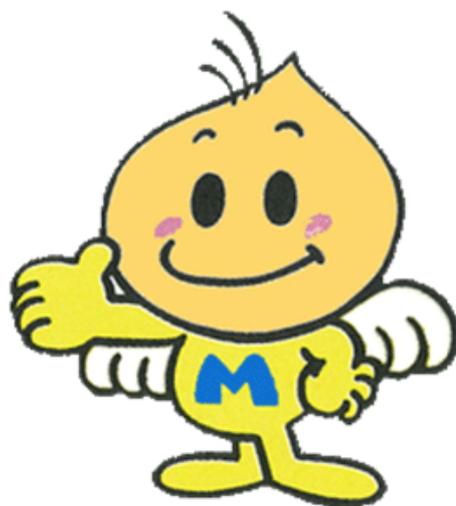


(仮称)自治基本条例に関する

検討の記録



2014年3月

三芳町

(仮称)自治基本条例検討町民会議

目 次

I	これまでの経緯	
	町民会議の発足と経緯	1
II	検討の記録	
	1 ワークショップ	4
	2 分科会	7
III	町民会議を終えて	25
	巻末資料	29

I これまでの経緯

町民会議の発足と経緯

1 町民会議の発足まで

平成 23 年度の政策研究所の研究報告を受けて、自治基本条例の周知や検討に向けた組織を立ち上げる準備を行うため、平成 24 年 5 月に自治基本条例検討準備会（以下準備会）が発足しました。準備会は、政策研究所の市民研究員とアドバイザー、町職員で構成され、自治基本条例の周知と検討組織の運営方法の検討やメンバー募集を行いました。

（1）検討組織の目的と運営方法

検討組織の目的は、以下のとおりです。

検討組織の目的

- ・自治基本条例について学習し、理解を深める。
- ・自治基本条例に盛り込む内容を洗い出し、骨子案を作成する。
- ・自治基本条例についての周知活動を行う。

まず、自治基本条例がどのようなものなのかを、町内の諸団体や多くの町民の皆さんと意見交換をする過程で理解を深めることです。その上で、三芳町の自治基本条例に盛り込む内容を洗い出し、骨子案の作成を目指します。そして、自治基本条例がどのようなものであるかを町民へ周知していくことを目的としました。

検討組織を運営する上で最も重視したのは、できるだけ多くの町民に参加してもらうにはどうするか、自治基本条例への理解を深めてもらうためにはどうするかということです。会議開催の時間帯は、これまでのイベント開催などの経験をふまえ、このような会議にこれまで参加したことがない方々にも参加してもらえよう平日夜の開催とし、名称を「(仮称)自治基本条例検討町民会議」(以下町民会議)としました。

また、町民会議を開催するにあたって、運営や会議のルールを作成しました。運営のルールとしては、欠席者や途中参加者を制限せず気軽に参加できるようにしたり、会議のルールとしては、前向きに発言することや他人の意見を尊重するなど、会議が円滑に進むような環境づくりを目指しました。

運営のルール

- ・ 会議録を作成し、公開する。
- ・ 毎回会議へ参加しなくても可とする。
- ・ 様々なツールで幅広く意見を募集する。
- ・ 途中から参加する人にも窓口を広げておく。

会議のルール

- ・ 発言する時には名前を言う。
- ・ 発言内容は簡潔を心がける。
- ・ 他人の意見は必ず聞く。
- ・ 他人の意見を否定しない。
- ・ 常に前向きに参加し、積極的に発言する。
- ・ 町への陳情の場ではない。
(町職員は町を代表して参加しているのではない。)
- ・ 応募すれば会議に参加できる。(当日でも可)
- ・ いつでも応募できるので、傍聴を認めない。

(2) メンバー募集

町民会議のメンバー募集は、平成 24 年 12 月の「自治基本条例についての学習会」から開始しました。対象者は、三芳町在住・在勤・在学の 18 歳以上の方。広報やホームページで参加を呼び掛けるとともに、各種団体への案内や公共施設、町内掲示板にチラシを掲示しました。また、平成 25 年 2 月に実施した「自治基本条例についてのアンケート」(1,000 人に送付)に参加メンバー募集のチラシを同封するなど、多角的に周知活動を行っています。在勤や在学の方も対象としたのは、平日昼間の多くの時間を町内で過ごしている方々から見た三芳町について、多様な視点から意見を出していただくためです。

2 町民会議の推移

準備会によるメンバー募集の結果、約 30 名の応募があり、平成 25 年 4 月 22 日に「(仮称)自治基本条例検討町民会議」が発足しました。

町民会議は、4 月から 12 月まで月 1 回のペースで計 9 回、各回約 90 分の会議を開催。前半(第 1 回～5 回)は、町の現状や課題について参加者の意見交換をしながら、町の将来像を考えるワークショップ「10 年後も住んでいたい三芳町にするために」を実施しまし

た。後半（第 6 回～9 回）は、前半の意見交換をふまえて「住民（町民）」「議会・行政」「住民参加」の 3 つの分科会に分かれ、それぞれの視点から三芳町の現状についての意見交換を実施しました。

意見交換の中で行政の実情についての疑問など多数あったことから、第 5 回の町民会議以降は、三芳町職員のプロジェクトチームも参加。行政情報や専門的知識を提供するなどメンバーの議論をサポートしました。

町民会議が進むにつれ、自治基本条例の必要性についての議論がされるようになりました。自治基本条例は、行政の判断で制定した自治体もありますが、それでは実効性に疑問が残ります。重要なのは多様な町民の意見を反映したしくみとなることであり、その中には条例を制定しないという選択肢もあり得ます。

そうした状況をふまえ、今回のような限られた時間のなかで自治基本条例について十分な理解をするのは困難であり、初期の目的については一定の成果を得ることができたと判断したため、会議の意見を統一することなく、会議で出された多様な意見を検討の記録としてまとめ、町へ提出することとしました。

Ⅱ 町民会議での検討の記録

1 ワークショップ

これは、第2回から第5回の町民会議で行われたワークショップ「10年後も住んでいたい三芳町にするために」の記録です。

準備会が行ったアンケート調査によると「自治基本条例を知っていますか。」という設問では、「良く知っている」が4.4%、「名前は聞いたことがある」が27.9%、「知らない」が56.6%でした。このことから、会議を開催するにあたり始めから自治基本条例について検討するのではなく、参加者同士のコミュニケーションの構築と自治基本条例の素材探しを目的として、ワークショップを行いました。

第2回では、各自が日頃から感じている三芳町の現状や課題について意見を出し合うとともに、理想とのギャップを埋めるために何が必要かを議論しました。まず、参加者をランダムにA・B・C・Eの4つグループに分け、三芳町の良いところ・悪いところ・伸ばすところ・改善すべきところなど、普段の生活の中で、各自思っていることを付せんに記入。付せんを模造紙に貼りつけながら、グルーピングし、それぞれタイトルを付けました。(巻末の図表1)

各グループで抽出したポイント

Aグループ	「道路の整備」「緑と環境」「子育て支援」「町の良さを発信する」「高齢者対策」
Bグループ	「住みやすい町」「どうなんだ!!行政」「福祉問題(高齢者問題)」「都市整備が悪い町」「文化的な環境が・・・?」
Cグループ	「まちのみらい」「自然」「産業」「公共交通」「人のつながり」
Eグループ	「ゆとりが必要」「小さな町」「緑が多い町」「農業が盛んな町」「景観の美化が必要な町」「老後の不安」「交通の充実が必要」

※Dグループは人数が少なかったため、他のグループに振り分けました。

第3回、第4回では、これまでのワークショップの進捗状況と成果を振り返りながら、当初の予定を変更し、形を変えたグループワークを実施しています。A・B・C・Eの各グ

ループの項目を比較してみると、それぞれのグループで福祉や環境など共通する内容のタイトルが付けられていることが分かったからです。そのため、分野ごとに議論した方がより深く検討できると考え、「福祉」「みどり」「インフラ」「コミュニティ」の4つのグループに再編しました。

新しいグループでは、三芳町の将来像について話し合い、その将来像と付せんに書き出した現状とのギャップを埋めるためには何が必要かということについて議論。この議論を各グループが模造紙にまとめ、発表しました。(巻末の図表2)

各グループの将来像

<福祉>	すべての世代が笑顔でいられる町
<みどり>	自然と共生する町
<インフラ>	町のランドデザインの制定
<コミュニティ>	若い人が住みたい町づくりをする!!

第5回では、次回から始まる分科会を視野に入れ、今後の分科会での主な検討項目を提示し、これまで各グループで出てきたアイデアを実行するために何をすべきかを「住民のこと」「議会・行政のこと」「住民参加のこと」という切り口から検討しました。(巻末の図表3)

検討結果の概要

<p><住民のこと></p> <ul style="list-style-type: none">・居場所づくりをする。・情報共有しながら住民自ら動いていく。・普段からの声かけに努める。・住民が連携してみどりの良さ・町の良さを理解し伝える。・町を再認識すること。・地域間の情報発信・交流が重要。・PTAなど若い人の参加を促せる。・短期・長期に考えること。特に短期には住民意見の場が必要。・情報などは待っているのではなく自ら取りに行くこと。

<議会・行政のこと>

(議会について)

- ・基本構想だけに関与し議決している。実施計画まで議決すべき。
- ・議員が政策をつくり住民の中に入ってくるべき。
- ・将来を見据えて議会で揉んでほしい。
- ・住民の負担に応えるべくしっかりやること。住民はそれを監視する。
- ・情報発信が大事。

(行政について)

- ・行政からのアウトリーチで住民ニーズを把握。
- ・情報発信の仕方が大事。
- ・住民参加メニューをたくさん用意する。
- ・やった成果が見えるように。町外へのPR。
- ・行政は役人、役に立つ人の集まりである。

<住民参加のこと>

- ・コンセンサスを得たことに参加していくこと。
- ・いろいろな人と接点を持つこと。
- ・身近なところ、地域に密着度が高い事業に参加。
- ・身近なものが知らないうちに決まっている。
- ・様々な人が参加してまちの方向性とかを話し合う場をもっと増やすべきだ。
- ・年代もいろいろ、できれば20代30代の若い人への配慮を。
- ・参加しやすい時間の設定。
- ・みよしまつり以外にも特徴あるイベントは数あってもよい。これが参加の一步になる。
- ・住民はできるだけ参加して町を盛り上げること。それを保障するのが自治基本条例。

2 分科会

ここからは、第6回から第9回にかけて行われた分科会の記録になります。分科会は、「住民（町民）」「議会・行政」「住民参加」の3つに分かれ、各自希望する分科会に所属してもらいました。また、分科会での討議を円滑にするために、あらかじめ他市町村の自治基本条例に多くみられる項目を提示して各分科会で検討することにしました。（巻末の図表4）

第6回では、事例研究として「観光」や「高齢者」といった身近なテーマを題材に自分自身の立場に置き換えてどうするか、様々な主体の関わり方や参加の方法などについて議論しました。

第7回では、事例研究での議論をふまえて、実際のまちづくりを進めていく中でどのようなことが必要になるかを、一般的に自治基本条例で規定される項目に振り分けながら議論を進めました。

第8回では、前回までの状況から、議論の内容が身近な事例に終始する傾向があり、議論が発展しないことから、それぞれの項目について事前に各自で意見をまとめて記載してもらい、それをもとに分科会で議論を進めました。

第9回では、前回各自が持ち寄った意見を項目ごとに整理し、それを参加者全員に配布。分科会のテーマに限定することなく全般に亘って意見交換をしました。

以下は、計4回の分科会で出された意見を項目ごとに整理したものです。

（1）三芳町のまちづくり（自治）に関与すべき主体

三芳町のまちづくりにどのような立場の人々が関与すべきかについての意見。

【関与すべき主体として出てきたキーワード】

○住民（成人） ○原則20歳以上 ○中学生（子どもに関わる課題について）

○子ども（小中学生）

○納税者 ○納税義務がある人

○日本国籍を有する

○町内に住んでいる人 ○住所を有する

○仕事をしている ○在勤

○法人・事業者 ○協働のまちづくりネットワーク ○ボランティア

○まちづくりに関係する団体

○公職者 ○教員・教育関係 ○公益団体の役職員 ○行政区・自治会の役職員

○区長会 ○社会福祉協議会 ○町の有力者

○学識経験者 ○有識者 ○政治にくわしい人（議員経験者、引退者） ○弁護士

○町を良くしたい町民・住民 ○疑問を持っている（新しいアイデア）

○町を愛している

○親が在住で、その子

○町外の人

【関与すべき主体についての意見】

○地域の方が地域の課題に取り組むべき。

○三芳町民と行政が主体。

○協力や支援は町外にも求める。

○多種多様な職業の方。（無職の方含め）

○町外の人でも町とかかわりのある人の目も必要。

○課題により関与する人が違う。

○定義は狭くするべき。

○門戸は開放するべき。

○住民と非居住者を等しく町民として同一に定義すべきでない。

○町に住所を有する外国人を含める。

○選挙権のない町民（外国人・子ども・非居住の活動者）は町民ではない。

○在勤・在学はもちろん、町内に居所なく活動する者、事業を営む者は含むべきでない。

- 条例ごとの整合性を図る中で、定義すれば良い。
- 地方自治法・協働のまちづくり条例・パブリックコメント条例の住民定義が良い。
- 町内の問題は在住者、町外が関わる問題は在勤者も含める。
- 排除ありきで考えない方が良い。
- 在活動者は、事業には参加しても良いが、何かを決める時は制限する。

(2) 町民の権利や責務、役割

町民の権利や責務、役割として重要なことについての意見。

【権利】

- 町政参加（発言・意見）
- 地域活動に参加する、しない権利。
- 参加する権利。
- 知る権利。
- 条例規則（協働のまちづくり条例）が良い。
- 快適な生活を送る。
- みどり豊かな自然を享受できる。
- 各々に相応しい対応や支援を受ける。
- 主張する。（しないことも保障）
- 関わらなくても差別を受けない。
- 学ぶ権利（町のこと）

【責務・役割】

- 主権者として自覚を持つ。
- 自治意識をしっかりと持つ。
- 一定の責任やリスクも負う。
- 住民は行政サービスを受ける一方で、納税等の義務がある。（地方自治法⑩）
- 区や自治会に加入する。
- 地域活動に参加する。
- 積極的にまちづくりに関わる。
- まちづくりに参加しながら学習し、社会性を身につける。
- 自分にできることを提供する。
- 役割を担う。
- 日頃から町政に関心を持つこと。
- 他人の意見も尊重する。
- 他人の意見に耳を傾け、意見をくみ取る。
- 多数で決定したことは従う。
- 公平性
- 公開性

- 町の政策・方針が三芳町にとって日本にとって良いものかどうか考えること。
- グランドデザインを考える。
- 権利・責務・役割は町民憲章を基本に考えていくべき。
- 負担の再配分という考え方が必要では。ただ、無関心層の責任の負い方をどうするかが問題。

(3) 行政の責務や役割

行政（町長や町職員）の責務や役割として重要なことについての意見。

- 公正性
- 法令遵守
- 法や条例の適正な運用。
- 効率化を考える。
- 生産性や利益性も希求すべき。
- 重要課題の長期的指針と具体的な計画を示す。
- ビジョンを明確に示し、住民にわかりやすく説明。
- 変化に対応したビジョンの提案。（改善、修正）
- 住民に何をしているか知らせる。
- 住民の意見を聞く機会を設ける。
- 検討の段階で住民の意見を求める。
- 町民が現実にな何を求めているのか、現場に出て聞き取りをすべき。
- 住みやすい町にする。（子育て環境、高齢者の集える場所）
- 若い世代の育成。
- 迅速な決定と行動で結果を示す。
- 町政に関わる人は、斬新なアイデアを出し、それを行動に移すよう努力すべき。
- 職員の業務評価。（結果を問う）
- 住民にわかりやすい組織、住民目線で簡素。
- 国の法改正に対して、行政がどう対応するか勉強していくべき。
- 私利私欲や自己保身から脱して考える。

【特に町長について】

- 迅速なリーダーシップ
- 町の顔
- 公正な判断
- 公約を守る。
- 明快な町の将来ビジョンを持ち、町民に訴え説得する力。
- グランドデザインを明確化し、町民に話す。
- 情報発信、情報収集と対話能力。
- 自分の考えを、7割の住民に理解させる努力。

- 町民のコンセンサスを得る努力。
- 行政改革
- 町民に向いている。
- 町の状況を把握、議会と協力。(超高齢者対策・少子化対策)
- しっかり三芳町の事を考えて町長の仕事をしてほしい。
- 住民にわかりやすい公約、住民が判断できる形の公約が必要
- 町としての考え方・背骨を考えるべき。(町長が変わることによって変わってはいけない)

(4) 議会の責務や役割

議会や議員の責務や役割として重要なことについての意見。

- 監視機能
- 行政の監査機能
- 町民の直接選挙により信託をうけた意思決定機関、町長のチェック機関。
- 能動的な政策立案や条例制定。
- 正しい事を堂々と主張し、人々を説得し、導いていく。
- 公共の福祉の立場で、解決策を提案できる。
- 今後の三芳町を展望し、町政の方向性やリスクについての考えを公表する。
- 冷静に現状分析し、将来像や現状、課題について住民に示す。
- 質問だけでなく具体的な提案をしてほしい。
- 計画の軽重を付け、確実に実行させる。(効率的に)
- 地域の子どもたちやお年寄りのふれあいの場にも参加する。
- 徹底した討論と透明性確保。
- 幅広い見識を持つ。
- 法律・行政の知識に長けている。
- 地方自治や世の中の動きに精通している。
- 自己啓発等により質を上げる。
- 常に町全体を意識する。
- 一地区だけでなく、三芳町をどうしたら良くなるか。町の代表としての意識。
- 議員も地域の意見を吸い上げるべき
- 町民に真摯に向き合った仕事をする。
- 住民目線で議論する。
- 町民に選ばれたことを忘れずに。
- 公約を守る。
- 的を射た議会の進行。
- 私利私欲や自己保身から脱して考える。
- 議員数は適正か？
- 高齢者・少子化対策について、議会が条例を作るべき。
- 対価に見合った活動をするべき
- 議員のレポートが必要
- 議員の公約も評価する仕組みが必要

(5) 町政情報の取り扱いについて

情報公開や情報共有、個人情報の保護についての意見。

- 必要な範囲で個人情報を含めた情報の共有。(特に福祉分野)
- 必要に応じた個人情報の開示。
- 地域における個人情報の共有化。(子ども、障がい者、高齢者等への対応のため)
- 国の法改正への対応。(福祉分野の個人情報)
- 個人情報と福祉支援のバランス。
- 個人情報は、守ってもらわないと住民が危険にさらされる。
- 住民に密接な情報の公開。
- 情報公開の透明性。
- わかりやすい情報公開。
- 町民にとって重要な情報の周知徹底。
- 審議会等の議事録公開。
- グランドデザインを進める上での手段やプロセスの開示。
- 情報発信
- 役場発信の一方向の発想を転換する。(例えば、町政情報相談窓口)
- ホームページをわかりやすく、住民が評価できるように。
- 広報活動の場を増やす。
- 町の動きが町民全体に素早く、安価に正確に届く。
- 町民が自由闊達に議論できる工夫。
- 国の法律(法令)の遵守。
- 情報公開条例では、公開判断は行政に委ねられている。
- 行政の裁量だけにならないように

(6) まちづくりへの住民参加や協働について

まちづくりへの住民参加や協働について、あるいは町民と行政との望ましい関係についての意見。

- 役場がまちづくりや協働に関わる責務・役割を明確に。
- 協働のまちづくりを知ってもらう。
- 財政面を考えても協働のまちづくりは必要。
- 住民参加や協働に、必要な資金手当てを担保する。
- まちづくりや協働に関する行政窓口の一本化。
- 「協働」の意味を見直す、自治意識のレベルアップ。
- テーマ型のまちづくりでは、行政も積極的に運営に関わり、グループ代表の参画機能を高める。
- 内容によっては、住民がサービス提供者となるような高度な協働が必要。
- 問題がある自治基本条例を制定することなく、既存の協働のまちづくり条例を発展させるべき。
- 双方の役割を明確にし、お互い責任を果たす。
- 住民の参加を保障する。
- 行政からの問題提起に、住民が提案する仕組み。
- 職員や住民と一緒に勉強しレベルアップ。
- 特に若い人がまちづくりに参加し、次の住民リーダーに育っていく。
- 住民参加の宣伝を積極的に。(高齢者に対してネットは無理)
- 休日であれば多くの住民が参加できる。
- 行政区が協働の中核。
- 町と行政区が協働の中心的役割をしてほしい。
- 地域の活動に参加する事で、役に立ち元気をもたらえる。
- 面的な広がりには行政の役割。
- 町民の意見を議会で取り上げ議論してもらう。
- 経験豊富な熟年者を活用する仕組み。
- 行政は団体が活動しやすいよう広報・啓発・情報提供等の環境整備、活動拠点整備をすべき。

(7) 地域コミュニティの役割

地域のコミュニティである行政区や自治会などの役割についての意見。

- 自治会が弱体化していることへの対応。
- 地域ワークショップを開き多くの住民の意見を反映した町丁名の検討により、自分の地域への愛着心が醸成される。
- 行政連絡区（エリア型）には、防災・防犯対策やお年寄りの見守り支援等の役割が期待される。
- 若い世代が興味を持って参加出来るシステム作り。
- 地域のパワーアップ、相互連携・住民同士の信頼。
- 集会所が地域の拠点や人的交流の場になるような仕組みが必要。
- 参加する事で行政や地域の事がみえ、人のつながりが深まる。
- 地域住民と子どもたちとの交流を増やし、子どもの健全育成。
- 地域イベントを通して日常的な住民同士のつながり。
- 行政区、自治会等の役割を条例で明確にする。
- 行政連絡区の分掌事務や区長の権能の見直し。
- 行政区の見直し。
- 自治会や行政区の区割りを再検討する。
- 高齢化により自治会のあり方も変わる。
- 自治会は地域の総意を集約しまちづくりにつなげる。

(8) NPOやボランティア団体等の役割

NPO やボランティア団体等の役割についての意見。

- まちづくりに欠かせないもの。
- 今後多くの公共サービスの担い手として期待される。
- 行政のコーディネートにより多くの可能性がある。
- 専門家集団として活用、意見を求めるべき。
- マンパワーとして重要。
- 町外でも専門家として活用できる。
- 共助を育てていくのに必要。
- 身近なところ、興味のあることから始められる。
- 各分野での社会貢献。
- 町民に責任感や役割意識を持ってもらうために大いに活用すべき。
- 社会は必要としている。
- 協働のまちづくり条例の中で実施するのは良いが、自治基本条例までは必要ない。
- 制約は必要。(活動実績、政治性)
- 三芳町民の明るい生活、未来に資するものであれば良い。
- 何でも NPO というのは良くない。
- これらの団体が行政に口出しできるような制度は作るべきでない。
- 積極的なネットワーク作りのための各種会議などが必要。
- 有志の中から NPO・ボランティア団体が育つような育成の取り組みをすべき。
- 成果の検証には「地域オンブズマン」などの機関が必要。

(9) 住民投票について

住民投票のしくみについての意見。

- 住民の意思確認のため常設の住民投票制度が必要。直近の選挙と合わせることでコストを減らせる。
- 住民投票条例を作るべき。
- 住民投票を実施すべき課題について概念を規定しておき、詳細はその都度条例制定。
- 投票権は原則町内在住者、年齢の規定は課題に応じて設定。
- 政治的課題ではなく、地域で完結するテーマについて実施する。
- 住民投票は良いこと。正確な情報を住民に知らせるのが大切。
- 町民の参画意識を高める上で役立つ。
- 地方自治法に基づき実施する。
- 常設型の住民投票条例は万能ではない。
- 公職選挙法の適用を受けずどのような宣伝手法も違法としないことに注意。
- 首長や議会の責任回避に利用されてはならない。
- 少数意見を抑圧する手段になってはいけない。
- 住民投票の何が優位点で、何が課題なのかの議論が必要。
- 議会制民主主義と直接民主主義の線引きは？
- 住民投票で決めるのは危険がある。
- 公職選挙法の適用外である住民投票（条例）は不要。
- 常設型の場合、誰が実施を決めるのかが問題。
- 住民投票までいかななくても、その地域の意思を確認する仕組みが必要。

(10) 行財政運営のしくみやルール

行財政運営のしくみやルール（行政の透明性・効率性・誠実さなど）についての意見。

- 行財政の基本原則を整理して掲げる。
- 政策決定の公平性、透明性を明らかにする。
- 透明性、効率性、誠実さというルールは重要。
- 常に適切な説明を。
- 行政の考え方を積極的に提示。
- パブリックコメントやオンブズマン制度の整備が必要。
- 委員選出の民主化。
- 政策決定の場にもっと女性参画を。
- あて職は極力排除する。
- 会議の議論が行政の意思決定にどうかかわるのか、どの意思決定段階まで届くのかということをはっきりとルール化する必要がある。
- 協働施行規則④⑤に関して、しくみや組織機関がどのような権能を持ち、どのような人が参画し、どのような役割を果たすかまで検討し明記すべき。
- 住民ホットラインのようなコミュニケーションシステムが必要。
- ITを駆使した双方向のコミュニケーションを住民と交わせる事が重要。
- 内容により数年単位の予算があっても良い。
- 会計士等の専門家を監査に参加させる。
- 予算作成、執行実績を職員の評価項目に入れる。
- 住民が定期的に職員の対応をチェックする。(アンケート)
- 公務員の経費(税金)について、現状が妥当であるかの検証をすべき。(その機関を創設すべき)
- 横のつながりを大切に。
- 自治に関与する町のしくみが必要
- 行政運営を柔軟に機能させる。
- 高齢者・少子化対策など多忙な部署への適正な人員配置を。
- 鶴瀬やみずほ台にサービス窓口を設置。
- 住民要望の一元化

(11) その他のまちづくりに関する基本事項

その他で考えられるまちづくりに関する基本事項（町の特性、総合計画、危機管理など）についての意見。

- 自治基本条例はまちづくりの手法を規定するもの、「町の特性や方向性」は実態を説明すればよい。
- 町の特性や方向性は基本事項として必要。
- 将来の方向性として「共生のまちづくり」をベースに。（協働のまちづくりよりも広い概念として）
- 「総合振興計画」は総花的で意味がない、個々の課題に応じて中長期的な計画を策定すべき。
- 総合振興計画は不要。期間が長すぎて情勢変化に対応できない。短期で具体的な計画にし、首長の評価と一体とする。
- 計画の結果を毎年評価し公表する。
- 現在の計画は総花的、重点を絞って計画化すべき。
- 「危機管理」は最低限の備えで良い、ただし災害弱者への準備は十分にしておくべき。
- 災害に備えた基本的な考え方は盛り込むべき。
- 近隣市との合併により生活、福祉の向上と、活気溢れる自治体に変革した方が良い。
- 横の連絡が重要。
- 交通、高齢者、少子化対策が遅れないように。
- 町全体の「会議の精神」7箇条があると良い。
- 住民自治をどう盛り込むか？
- 行政と住民のパートナーシップ・協働関係をどう盛り込むか？
- 環境に関する基本指針は？（他条例？）
- 住民同士のつながり（人と人が遠い）
- 高齢化・少子化対策により、教育や地域社会の立て直しが必要。
- 高齢化・少子化問題、教育の再生、日本人の美点の再生、郷を愛し家族を愛すること、地域社会の連携の再生。
- 暮らしがより良く住みやすくなるのが理想。

(12) 一般的に自治基本条例で規定されている項目について

第8回の終了後、自治基本条例を策定する場合に、その項目として「欠かせないと思うもの」と「不要だと思うもの」について、メンバーにアンケートを取りました（回答者は18名）。その結果は以下のとおりです。

項 目	必要	不要
① 自治（まちづくり）の基本理念や基本原則が書かれていること。	9	3
② 町民を自治（まちづくり）の主体者として位置付けていること。	6	4
③ 「町民」「行政（町長）」「議会」の権利・権能や役割・責務を明確にしていること。	9	3
④ 条例の位置づけとして最高規範性を有すること（法令に抵触しない範囲で）。	4	6
⑤ 住民参加や協働を自治（まちづくり）の理念に据えていること。	8	3
⑥ 情報の公開や共有、個人情報保護等、町政情報の扱いや管理を規定していること。	7	4
⑦ 基本構想（総合振興計画）策定の根拠を定めていること。	6	5
⑧ 住民投票について規定していること。	6	4
⑨ 町の特性や将来像、方向性が描かれていること。	9	5

【項目についてのコメント】

- ②について、理想として欠かせないが実際は行政や町長、議会に委託している。
- ⑤について、住民参加は行政が決めた課題に住民が参加するもの。
- ⑥について、情報共有には、一定の個人情報も含むべき。

【その他のコメント】

- 住民の定義は原則論で良い。
- 最高規範性にこだわる必要はない。

- 協働のまちづくりを踏襲するのは良い。
- 協働のまちづくり条例があるので自治基本条例は必要ない。
- 自治基本条例には反対。
- 自治基本条例制定に反対なので、仮定の問いには回答できない。
- 子どもたちやお年寄りが安心して生活していける町になるのが一番の希望。
- 住民がわかりやすく、いつどこで決めているのか。わかるようにしてほしい。

(13) 自治基本条例や町民会議に対する意見など

自治基本条例自体や町民会議の運営などについての意見。

- 自治基本条例を作らなくても、町民参加条例といった名称で情報公開・協働・町民参加といった項目を盛り込めば良い。
- 地方自治の本旨は、自治基本条例を作れば良いということにはならない。
- 策定後の対応も必要
- 協働のまちづくり条例を見直すことで、住民の積極的な参加が得られれば、まだ三芳町に自治基本条例は不要。
- 協働のまちづくり条例や町民憲章などを充実させることを優先すべき。
- 憲法第 93 条、地方自治法第 147 条～第 149 条等に規定されているので、自治基本条例の策定はよく考えた方が良い。
- 自治基本条例はどの自治体も同じようなもので、前文しか変わらない。
- 作るのであれば、三芳町らしいものを作るべき。
- 自治基本条例ではなく他の事業を優先すべき。
- 住民へ自治基本条例の周知を徹底すべき、知らないうちに作るというのは良くない。
- 自治基本条例の検討機関が議会の議決なしに作られるのは問題がある。
- 一部の人で自治基本条例を作成するのは問題がある。
- 多くの人に参加した中での議論が必要。
- 自治基本条例の策定には長い時間と公開討論会などが必要。
- 自治基本条例のメリット・デメリット、指摘されている問題点についても議論すべき。
- 肯定派・否定派双方の意見を聞く機会を設けるべき。
- 今までの議論の報道が必要。
- 自治基本条例は、町の各条例を有機的につなぐ条例だと思う。

Ⅲ 町民会議を終えて

自治基本条例という抽象的で難しい内容でしたが、平日夜という時間帯にもかかわらず、最後まで参加者が減少することなく毎回 20 名前後の方に参加いただきました。中には、町のこのような会議に参加するのは初めてという方や小さいお子さんを連れた若い方の参加もあります。

町民会議を開催して分かったことは、そもそも身近な行政についての認識や理解が各メンバーによって大きな差があること、自治基本条例に対する理解が全体的に不十分だったことであり、当初の目的である骨子案まで議論が深められませんでした。また、自治基本条例に対して慎重な意見も少なくありませんでした。そのため、今回は多様な意見を検討の記録という形で残すことにしました。

住んでいる地域や経験の違いから、様々な視点からの意見が出され、またそれらが新しい気づきとなり、毎回時間が足りなくなるほど活発に議論することができました。参加者が自治基本条例や三芳町の現状について学び合い、項目ごとに意見を出し合ったことで、町民会議としてのひとつの目標は達成できたのではないのでしょうか。この町を良くしたいという思いから出されたこれらの意見は、町にとって貴重な財産であり、今後のまちづくりに活かされることを期待します。また、町の様々な施策について町民が内容を理解できるよう行政が一層努力することも必要です。

最後に、町民会議に参加したメンバーの感想を載せておきます。町の将来を真剣に考え、熱心に議論していただいた町民会議のメンバーの皆様、ありがとうございました。今後もこのような機会があれば、ぜひ参加して活発な意見交換をしましょう。

最終回の町民会議で記入してもらったメンバーからの感想

いろいろな意見、考え、希望、改善、展望等かなり出つくしたのではないかと思います。この中から最重要項目を抜き出して、その中で優先順位を付けて、実行して行くのみである。行政、議会、町民のコンセンサスを得て、ロードマップを作り、一つ一つ積み上げていくしかない。時間を要するものは、時間をかけても良い。

みなさんとても熱心で色々勉強なさっていて毎回おどろきます。役場の方々も親身に耳をかたむけて意見交換もできるのでとても良い会だと思います。が、これもちゃんと吸い上げて上の方に内容が届いてるのだろうか?!とも思ってしまいます。まだまだ、これ位と言っては失礼かもしれませんが、自治基本条例を検討しきれていないと、私は思っています。毎月やっているの知らない町民も沢山いるのだから・・・
夜だけでなく、お母さんたちは昼間とか・・・もっとやるべきだったのでは？

毎回あっという間に時間が過ぎてしまうほど参加者の方や役場の各課の方達からたくさんのお話が聞けました。自分の知らない行政や自治等の動き、それらの問題を学びました。正直この今の状態で終了してしまうのは不完全燃焼な気がします。
この会議で出たさまざまな意見が生きてくることを願います。
スタッフの皆さん、いつも遅い時間までありがとうございました。

町民会議という名称とは、少しかげはなれたものに終わってしまった。
もう少し突っ込んだ検討ができれば良かったと思うが決して無駄ではなかった。
是非とも自治基本条例を制定してほしい。
それにより旧態依然の諸制度が改められると思う。

町民会議に参加して感じたことは、まず若い方の参加が少ないこと。30代・40代の方の意見も取り入れてほしいと思う。
住民が参加するこのような会議は非常に少ないと思う。もっと会議の時間帯や場所も配慮すれば人も集まるのでは？
最後に自分が参加してとても良かったことは、三芳町を愛する人たちがこんなに沢山いるんだなということ。まだまだ課題はたくさんありますが、また色々な意見を交換してもっと良いまちづくりができることを期待します。役場の皆様大変おつかれ様でした!!

<p>今後どのように進めていくのかに興味があります。基本条例は大事な条例となるので、構成をしっかりと考えて進めないと、とんでもない条例になってしまわないかと心配もあります。手を挙げた人たちだけではむずかしい。</p>
<p>勉強に成りました。 各組織の代表をまじえて、広く意見を集約したらと思います。 区の組織作りをお願いします。</p>
<p>このような機会に多くの人と知り合いになれたのはよかった。 反対側の人たちが入って、緊張感はあったが、彼らの情報レベルなど判った。 町の重要な課題（高齢者課題）を深掘りするこの種の会議が開催されてもよい。 今回は女性の参加があったが、もっと幅広い年齢層を集める工夫がいる。</p>
<p>途中からの参加でしたが、お世話になりました。検討会は9回で一区切りとのことですが、すべてはこれからだと考えます。今後とも宜しく願いいたします。</p>
<p>基本条例に参加できたことは私にとって大変勉強になりました。資料をいただきまして調べる事もあり、これからも皆さんと活動して自分を向上していきます。</p>
<p>基本条例検討とは言うものの条例ありきのすすめ方ととられてもしかたがない。条例（案）の提示をし、それにそっての検討会の方が良かったのではないかと思う。 三芳町にとって良い方向に進んでもらいたい。</p>
<p>住民の考えが町の行政に反映出来るのは大変良い機会でした。そう言う住民参加型の町づくりが出来れば理想的な町づくりが期待できるのではないかと思います。これからも積極的に参加出来る事は、実行し、自助、共助、公助のメリハリのした住民パワーを期待したいと祈念いたします。</p>
<p>自分自身が全部参加できなかつたこともあり、最終回を迎えた今、消化不良で終わった感がある。 今後、条例制定にむかうのかどうか分からないが、もし、制定するとすれば、かなり丁寧な住民への説明、周知が必要と思う。メリット・デメリットを明らかにして、三芳の将来像を示してもらいたいと思う。でも職員の方は一生懸命やってくださったと思う。大変おつかれ様でした。</p>

最初の会議（4回位）の町作りに参加した時自治基本条例とはあまり関係ない様な風に感じましたが、自治基本条例の中身に多少は反えいされる事と思い参加した事は自分としてはあまり役には立ってないと思いましたが、勉強して参加すべきと反省してます。自治基本条例は悪い良いの判断がむずかしいです。

何も知らず参加を五回目から勉強のつもりでして来ました。五、六回目の頃は本題よりだっせんしていた様に思います。
本日はとてもゆういぎでした。

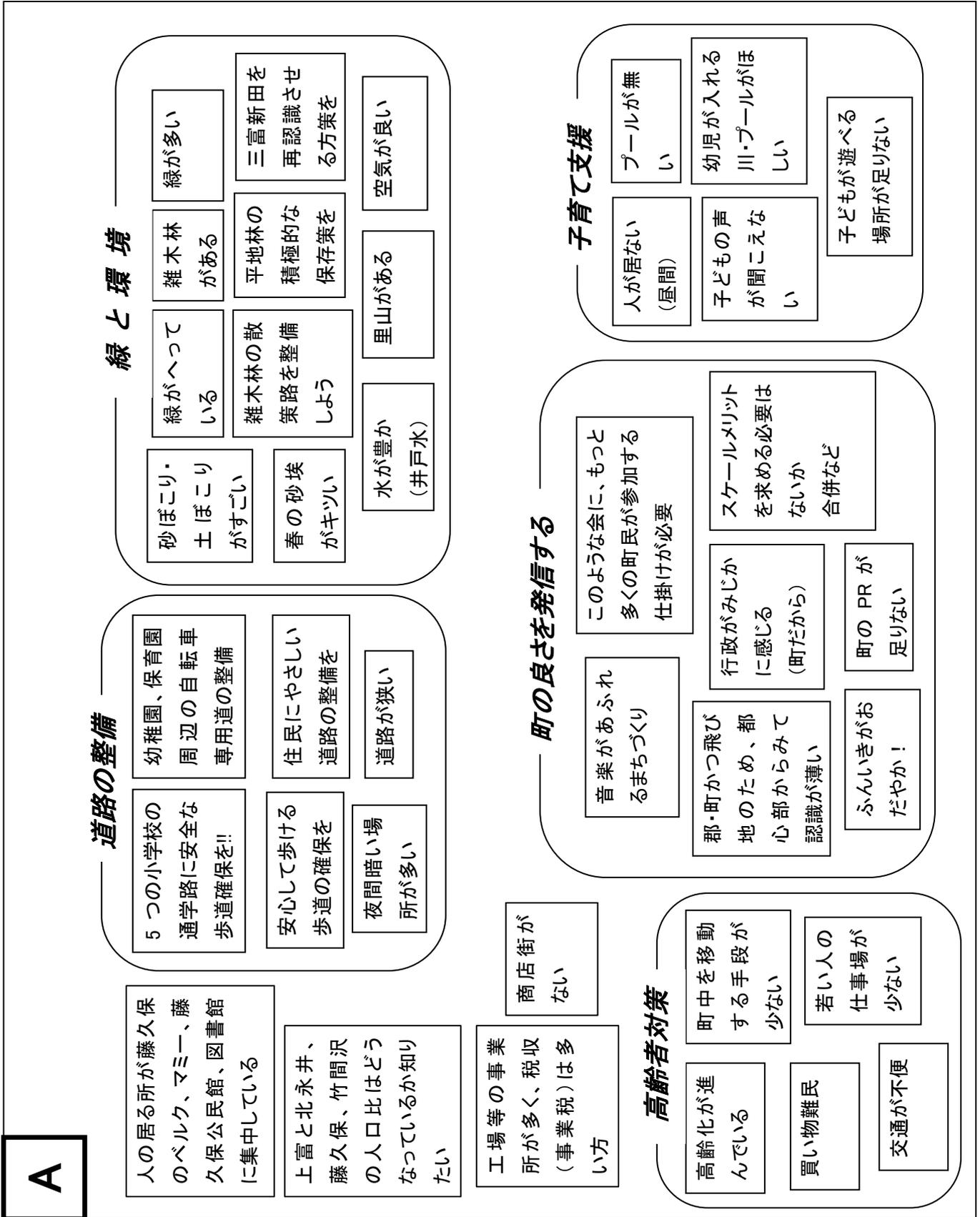
後半しか出席できず残念に思います。
後期高齢者でなくもう少し若者をお願い致します。全体会議がほしかったです。

私自身知らなかった事今でも勉強の身です。
でも、参加出来てこれからの参考にしたいと思います。
もっと住民に情報も欲しいかと思えます。
良い三芳町、住み良い町に成ることを望みます。
又多く人達が気がるに参加出来る様にして欲しいと思えます。

この検討会議に出席させて、とても勉強になりましたが、まだまだ途中だと思えますので続いてもっと大勢の人に参加していただいて今までのまとめを参考にして意見をしたり聞いたりして行きたいです。検討会のまとめを、町長の意見をお聞きたいです。

巻末資料

図表1 グルーピングのまとめ (P4 参照)



住みやすい町

東京の人にも
行きたいと思
う町にしたら

シルバークの活用
頭の中には知恵がい
っぱいあると思うから

人の距離
が近い
人間関係

区への加入
促進

住民参加の行事が多い
(運動会、三芳まつり、
自治会行事など)

コミュニティーが
形成されている

田舎な所

子供達が
元気

外から来た人
にやさしい

町の顔が無い
駅・ランドマーク

地産地消
の野菜が
ある

庁舎の 7 階に展
望が良いと知らせ
町民に来てもらう

地元の人との(農
家とか)コミュニケ
ーションがない

スーパーが多い

住みやすい

お金がかかる
ところはポラン
ティアを使い、
ポイントを貯め
る

いろいろな経
験をされてい
る方が多い
(知的財産)

役場のセク
シヨナリズム

法・条例が適
正に運用され
ていない

良い物(人)を
うまく活かしき
れていない

行政が割と協
力的であり、
住民が参加し
やすい

どうなんだ!!行政

都市整備が悪い町

スクールガード
の組織化

通学路
の整備

東京に近い
車があれば
便利

車での交通
アクセスが
良い

道路整備
が不十分

交通の便が
わりと良い

道が狭い

公共交通の
便が悪い

東京への通
勤が出来る

水害が無い

福祉問題(高齢者問題)

高齢者対策
のおくれ

民児協の
民主化

福祉関係
機関の連
携強化

こ独死
北-3 で二名
北-2 で二名(先週)

個人情報保護法の
運用方法で福祉予
知が出来ない

老人介護施
設が多い
(含 特養)

病院が多い
特に総合病院

墓地が
多い

文化的な環境が...?

高校が町内
にない

公園の数
は多い

役場と隔たり
がある
庁舎に花を

大学が1校
しかない

レストラン・喫
茶店が無い

雑木林が多い
町の面積の
10%

都心近郊では
緑が多い

三富開拓地

町の空地の利用
花のワンオナー
を募り除草して
らう

映画館
が無い

歴史的文化的
財が多い

後世に残す
伝統がある

伝統芸能
がある

後世に無
い

専門店が無い

人のつながり

住民の人が元気が

体育協
陸上部がない

町内総出の運動会
は今どき貴重だ
町の団結力、地域の
アイデンティティ
の強さを感じる

人の気持ちがゆるんでいる

町役場の職員
と住民の心理
的距離が近い

自治会の
活動がみ
えない

古くから住んでいる人と
新しく移り住んだ人
との温度差がある

夏の花火大会
は三芳名物
続けて欲しい

町役場の辺りに畑の中の道は歩いて気持ち良い

緑が豊かである

畑の中の私道の空気が良い

空が広い

畑が多く緑が豊か

三芳の畑
休耕地が多いので
NPO等に手伝い
ながら地場産業を
充実する

人が通らない、使わな
い森は、下草と雑木が
生い茂り、落ち葉も腐
敗しはじめして、しか
もゴミの不法投棄あり、
気持ち悪い

春のほこりは
三芳の誇り

地割りの茶や空木のラインが美しい

畑の中の風景が遠景が効いて美しい

みずほ台から役場まで安心して歩け、空気の良
い道が無い
自転車と歩く道
があると良い

自然

観光資源マップがほしい

フルインターにして道の駅を作り三芳の農産物の販売を充実

『日本のふる里百選』に三富新田が選ばれた

江戸から開拓史を引き継いでいる

産 業

竹間沢は遊休地の活用が進んできた景観作物

みよしのソバはまだ6次産業になっていない

大型店の出店により商店街がシャッター通りになった

様々な野菜が作られているのにさつまいももしか目立たない

三芳の畑
休耕地が多いので
NPO等に手伝い
ながら地場産業を
充実する

産地
そば、こむぎ等
うどん、ダンゴ
の生産

多くの企業があり工業も盛んである

富の川越イモ
が有名

公共交通

自動車移動できても歩いたり、自転車で町中気持ちよく走れる広い道がない

道路網は充実している

電車が通っていない

上富地域はバス等の公共機関が少ない(車が必要)

まちのみらい

共生共助のまちにしたい

都心に最も近い町

10年後は少し短い

不交付団体で財政的に安心

おとしより
子どもの施策が発信が弱い

景観の美化が必要な町

景観を害する公告などを規制する
特に公共物や電柱に貼られている公告

住居地域と工場地域の分離

電線電柱を埋設する
特に幹線道路から

老後の不安

老後の不安
個人的に
自治会組織

退職者の地域
デビューの場が
充実している

公共機関が実施する催物が
充実している

ゆとりが必要

三芳町全体
が明るくなる
町づくり

藤久保地区から上富
地区へゆとり楽しみ
ながら散歩できる町
づくり

大規模公園の設置
対策1
場所の選定と土地
の確保
対策2
公園の管理

公共場所等に多くの
季節の花と植栽
を施すこと
町役場の周辺から
始める

農業が盛ん

地元の農産物
をもっと知って
ほしい

農業が盛んな町

小さな町

コンパクトな町
(面積、規模)

小さな町故に思い
きった政策を行政
に反映する

三芳都民の意識
をなくしたい

災害に強い

都心に近い

駅がない

知名度が低い

交通の充実が必要

みずほ台西
口の公共駐
輪場の設置

自転車専用
道路の設置

メーンの生活す
る道路が歩行
(通行)しにくい
車道と歩道の区
別が無い

町の魅力

若い人達が
住んでくれる
町にしたい
マンションが
少ない

在住企業の従
業員達にも住
んでいただけ
る町づくり

住みやすい町づくりをするた
めの大店舗等のさそいがで
きるシステム

緑が多い町

藤久保地区は
緑が少なく三
芳町の特徴が
無い

緑のない町

緑が残って
いる

林が整備され
てないところ
が多い

上富の緑はすばらしいが住民
全体の物になっていない

図表2 各グループの発表内容 (P5 参照)

<p style="text-align: center;">＜福祉＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">すべての世代が笑顔でいられる町</div> <ul style="list-style-type: none"> ・人のつながりが必要 ・バランスのとれた仕組み ・安心して暮らせる整備が必要 ・情報発信方法の見直し ・ソフト面を充実させる ・行政が住民の中に入り込んでいくべき 	<p style="text-align: center;">＜みどり＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">自然と共生する町</div> <ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加出来る農業体験等のイベント ・自然マップの作成 ・花いっぱい運動・休耕地を利用した景観づくり ・地区ごとにボランティアの育成 ・みよし野菜のPR ・都心に最も近い自然が豊かな町という意識づけ(協議会の設置)
<p style="text-align: center;">＜インフラ＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">町のランドデザインの制定</div> <ol style="list-style-type: none"> ①産業の将来 ②交通網の整備 ③安心・安全のまちづくり ④町の拠点づくり <p>(しくみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町からの情報提供をもとに考える意識の向上 ・問題としてとらえる習慣 	<p style="text-align: center;">＜コミュニティ＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">若い人が住みたい町づくりをする!!</div> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人たちのために、高齢者や女性のパワーを活かす施策 ・町と住民の双方向の意見交換⇒町づくりのビジョン ・住民参加の輪を広げる ・基盤作りを行い、高齢者対策と雇用促進を図る。就業者が町に住んでみたくなるような施策を行う。

図表3 各グループの検討結果 (P5 参照)

住民のこと

- ・それぞれのグループで居場所づくりをする。
- ・住民参加と区別がつかない。
- ・情報共有しながら住民自ら動いていく。
- ・普段からの声かけに努める。顔見知りになる。(以上福祉 G)

- ・一緒に取り組めること。
- ・住民が連携してみどりの良さ・町の良さを理解し伝える。(以上みどり G)

- ・住んでいても三芳町のことを知らない。町を再認識すること。
- ・コミュニケーションの希薄もある。地域によって住民のつながり方が違う。
- ・地域間の情報発信・交流が重要。いろいろな会や行事があるが知らない人が多い。神輿の会とか、あるのは知っていても参加の仕方が分からない。閉鎖的？なのは良くない。
- ・PTA など若い人の参加を促せる。PTA 等の経験が地域のつながりの広がりへのきっかけとなる。
- ・短期・長期に考えること。特に短期には住民意見の場が必要。(以上インフラ G)

- ・情報などは待っているのではなく自ら取りに行くこと。(広報・インターネット・公民館・図書館など)双方向が大事。(以上コミュニティ G)

議会・行政のこと

- 議会 ・基本構想だけに関与し議決している。実施計画まで議決すべき。まちづくり計画にまで及んでいない。
- ・議員が政策をつくり住民の中に入ってくるべき。
- 行政 ・行政からのアウトリーチで住民ニーズを把握。
- ・情報発信の仕方が大事。政策決定プロセスの最後が分からない。最終的な判断がどのように行われたのか
 - ・福祉分野では社協とうまく折り合いをつけるべき。区別があいまい。(以上福祉 G)
- 行政 ・住民参加メニューをたくさん用意する。行政がかまないと無理。／参加できる仕組みを作るのは行政の役割。

・やった成果が見えるように。町外への PR(以上みどり G)

・情報発信の強化が必要。例えば道路計画はこうしますよとか、住民の声を吸い上げて。判断基準となる基礎データをきちんと整理して提供してほしい。

・どれだけの住民がその区域にいるのかとか。

・将来を見据えて議会で揉んでほしい。将来を見据えた都市計画の策定と実行が発展に繋がる。(以上インフラ G)

議会… 住民の負担に応えるべくしっかりやること。住民はそれを監視する。

行政… 行政は役人、役に立つ人の集まりである。その業務を監視すること。

共通… 情報発信が大事。(以上コミュニティ G)

住民参加のこと

・コンセンサスを得たことに参加していくこと。

・いろんな人と接点を持つこと。新しい住民との断絶や格差を知り、その上で参加していくこと。

(以上福祉 G)

・身近なところ、地域に密着度が高い事業に参加。意見を言える制度・仕組み。事業等に参加して決めたことは、参加した住民の意識も高くなる。

・例えば並木が急にできる。誰が決めたのか。

・おしきせになっている。身近なものが知らないうちに決まっている。(以上みどり G)

・様々な人が参加してまちの方向性とかを話し合うこういう場をもっと増やすべきだ。

・年代もいろいろ、できれば 20 代 30 代の若い人への配慮を。参加しやすい時間の設定。

・みよしまつり以外にも特徴あるイベントは数あってもよい。これが参加の一步になる。

・具体的な見通しがある短期的な計画について提言する。(以上インフラ G)

・住民はできるだけ参加して町を盛り上げること。それを保障するのが自治基本条例。

・自治基本条例が何なのかおおもとの議論もすべき。積極的な議論をすること。

(以上コミュニティ G)

図表4 各分科会の主な検討項目 (P7 参照)

検討項目	振り分け		
	住民	議会・行政	住民参加
前文	共通		
将来像・方向性	共通		
名称	共通		
用語の定義	共通		
条例の目的	共通		
基本理念・原則・まちづくりの主体	共通		
条例の位置づけ (他条例との関係・条例改正)	共通		
住民の権利・責務	◎	○	○
議会の役割・責務	○	◎	○
行政の役割・責務	○	◎	○
参加・協働	○	○	◎
住民投票	◎	○	◎
情報共有・個人情報保護	◎	◎	○
コミュニティ	○	○	◎
NPO 等住民活動団体	○	○	◎
審議会等	○	◎	◎
行財政運営 (総合計画、行政改革、財政計画、コンプライアンス、公益通報、パブコメ、行政手続、行政評価)	○	◎	○
危機管理・安全安心	○	◎	◎